

議案第 56 号

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例（平成 29 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、同号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、新条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず」を「については」に、「までに修了した場合には、経過日」を「までの間は、改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）」に、「修了したもの」を「主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了しているもの」に改める。

附則第 3 項中「間に最初の」を「間に」に、「以外」を「（新条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、経過日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）以外」に、「新条例第 3 条第 1 項第 3 号」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)については、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成32年3月31日)までの間は、<u>改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例</u>(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号に規定する修了日から起算して5年を経過することに、当該経過する日(以下「経過日」という。)までの間に<u>主任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)</u>を修了しているものとみなす。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日(以下「経過日」という。)までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあって</p>

3 前項の規定により経過日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（新条例第3条第1項第3号の規定により、経過日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

は、平成32年3月31日）までに修了した場合には、経過日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により経過日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、新条例第3条第1項第3号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

2

整備政令第二十三条及び同条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項ただし書の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一項第一号に規定する施設

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号に規定する施設

三 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）

四 指定障害者支援施設（支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）

5 整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項ただし書の厚生労働省令で定める施設は、前項第一号及び第二号に掲げる施設とする。

4 整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる手続とする。

一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 支給決定

二 生活保護法第三十八条第一項第一号に規定する施設 同法第三十条第一項ただし書の措置

三 障害者支援施設（知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。） 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の措置

4 指定障害者支援施設（支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。） 支給決定

5 前項第二号の規定は、都道府県知事が同号の措置を講ずる場合には、適用しない。この場合において、整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第二項第三号に規定する最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村は、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所している者に係る人所前の居住地又は現在地の市町村とする。

（適用除外とされた者に係る住所地特例の適用に関する読み替え）

第四十四条 当分の間、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十一条第一項の規定により介護保険の被保険者としないこととされた者（支給決定を受けて指定障害者支援施設に入所している者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者支援施設に入所している者のうち前条第一項で定めるものその他特別の理由がある者で前条第二項で定めるものに限る。）であった介護保険の被保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法施行規則第二十五条の規定の適用については、同条中「法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき」とあるのは「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号。以下「整備政令」という。）第十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき」と、「法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至った年月日」とあるのは「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文又は第二項」とあるのは「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文又は第二項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

第一条 この省令の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則（以下「この条及び次条において「旧施行規則」という。）第九条の二第五項に規定する居宅療養管理指導については、旧施行規則第九条、第九条の二及び第一百八条第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則（以下「この条及び次条において「旧施行規則」という。）第二十二条の八、第二十二条の九及び第一百四十条の七第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（条例の制定に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定に基づき条例で定める基準は、当該都道府県が地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

第五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

2

前項の規定により介護保険法施行規則第百四十四条の六十六第一号イ(3)に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同(3)の規定により、同(3)に規定する修了日から起算して五年を経過することに、当該経過する日までの間に受けた主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

3・4

(略)

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第四十条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

			(傍線部分は改正部分)			
	改	正	後	改	正	
	(看護サービス推進室及び看護職員確保対策官)			(看護サービス推進室及び看護職員確保対策官)		
第十五条	(略)			(略)		
2・3 (略)	4 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六条）の規定による看護師等の確保に関する事務（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関する事務をつかさどる。）を行ふ。	2・3 (略)	4 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六条）の規定による看護師等の確保に関する事務（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関する事務をつかさどる。）を行ふ。	2・3 (略)	2・3 (略)	2・3 (略)
3・8 (略)	(認知症施策推進室及び介護保険指導室)	3・8 (略)	(認知症施策推進室及び介護保険指導室)	3・8 (略)	3・8 (略)	3・8 (略)
第六十六条 (略)	2 認知症施策推進室は、介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	第六十六条 (略)	2 認知症施策推進室は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	第六十六条 (略)	2 認知症施策推進室は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	第六十六条 (略)
(法附則第十四条の厚生労働省令で定める要件)						
第四十一条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下「地域包括ケア強化法」という。）附則第十四条の厚生労働省令で定める要件は、病院又は診療所の病床数を減少させて介護医療院（地域包括ケア強化法第一条の規定による改正後の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下この条及び次条において同じ。）を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこととする。	(法附則第二十八条の厚生労働省令で定める基準)					
第四十二条 地域包括ケア強化法附則第二十八条の厚生労働省令で定める基準は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、この省令の施行の日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設（介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。）又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十日までの間、療養病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。	(地城包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第二十三条に規定する厚生労働省令で定めるもの等)					
第四十三条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（以下「整備政令」という。）第二十三条及び同条の規定により読み替えて適用される健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第十三条第一項ただし書の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十項に規定する施設入所支援（次項において「施設入所支援」という。）に係るものに限る。以下「支給決定」という。）を受けて指定障害者支援施設（同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次項及び次条において同じ。）に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者とする。						

掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第十七条本文中「法第十七条の十四第十一項」とあるのは「法第十七条の二十五第一項の規定により読み替えた法第十七条の十四第十一項」と「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活動のまち形成事業計画に同条第四項第五号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活動のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

2 認定市町村が保健所設置市等である場合における第二十条の規定の適用については、同条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、同条本文中「法第十七条の十四第十六項」とあるのは「法第十七条の二十五第二項により読み替えた法第十七条の十四第十六項」と「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活動のまち形成事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活動のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして旅館業法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

第三十八条 医療法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

			改	正	後
			(事業損益)		
附 則 (経過措置)					

第十九条 事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係る業務をいう）、附帯業務（医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう）又は収益業務（法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動（次条において「事業活動」という。）から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額を計上するものとする。

（介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十九条 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第四十八号）の一部を次の表のように改正する。

			改	正	前
			(事業損益)		
附 則 (経過措置)					

第十九条 事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設に係る業務をいう）、附帯業務（医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう。）又は収益業務（法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動（次条において「事業活動」という。）から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額を計上するものとする。

(傍線部分は改正部分)

第一条 平成二十六年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成二十六年度以前修了者」という。）については、平成三十一年三月三十一日（平成二十四年度から平成二十六年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成三十二年三月三十一日）までの間は、介護保険法施行規則第六十六条第一号イ(3)に規定する日までの間に主任介護支援専門員研修を修了しているものとみなす。

掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第十七条本文中「法第十七条の十四第九項」とあるのは「法第十七条の二十五第一項の規定により読み替えた法第十七条の十四第九項」と「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活動のまち形成事業計画に同条第四項第五号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活動のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

2 認定市町村が保健所設置市等である場合における第二十条の規定の適用については、同条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、同条本文中「法第十七条の十四第十二項」とあるのは「法第十七条の二十五第二項により読み替えた法第十七条の十四第十二項」と「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活動のまち形成事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活動のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして旅館業法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

（傍線部分は改正部分）

第十九条 事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設に係る業務をいう）、附帯業務（医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう。）又は収益業務（法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動（次条において「事業活動」という。）から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額を計上するものとする。

第二条 平成二十六年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成二十六年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この省令による改正後の介護保険法施行規則（以下「新令」という。）第一百四十四条の六十六第一号イ(3)の規定により、同(3)に規定する修了日から起算して五年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同(3)の規定にかかるらず、平成三十一年三月三十一日（平成二十四年度から平成二十六年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成三十二年三月三十一日）までに修了した場合には、同(3)に規定する日までの間に修了したものとみなす。

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令
(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のよう改定する。

(傍線部分は改正部分)

目次	改 正 後		
	改	正	前
第一章～第三章 (略)			
第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設			
第一節～第四節 (略)			
第五節 介護保険施設(百三十四条～百四十四条の二の四)			
第六節～第十節 (略)			
第五章 地域支援事業等(百四十条の六十二の三～百四十条の七十二の四)			
第五章の二 介護保険事業計画(百四十条の七十二の五～百四十条の七十二の六)			
第六章～第十章 (略)			
附則			
(法第八条第六項の厚生労働省令で定める者)			
第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師及び管理栄養士とする。			
(削る)			
第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。			
(削る)			
(法第八条第六項の厚生労働省令で定める者)			
第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。			
一 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。)及び管理栄養士			
二 病院、診療所又は訪問看護ステーション(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))			
第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)の保健師、看護師及び准看護師			
(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)			
第九条の二 (略)			
3 2 (略)			
3 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるのは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。			
4 (略)			
(削る)			
5 2 (略)			
5 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるのは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。			
保健師、看護師又は准看護師(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。)により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介護者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。			



(抜
粋)

○厚生労働省令第三十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条及び第二十八条、同令第十五条並びに関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信